

第3次かすがい男女共同参画プランの改定について

1 改定の背景

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、令和4年に「第3次かすがい男女共同参画プラン」を策定し、様々な事業施策を実施しています。

本プランの計画期間は令和8年度までであり、近年の社会情勢や国、県の動向を踏まえ、本プランを見直し、新たな男女共同参画に関する事業施策などを設定していく必要があります。

2 プランの位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項及び春日井市男女共同参画推進条例第9条に策定する市の基本計画
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく市町村推進計画
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- (4) 新たに、令和6年4月1日施行の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の内容を盛り込み、策定が努力義務とされている市町村基本計画とする。
- (5) 第六次春日井市総合計画を上位計画とし、その他の分野別計画との整合性を考慮するとともに、国の第5次男女共同参画基本計画や愛知県のあいち男女共同参画プラン2025などを踏まえた計画

2 改定のスケジュール

(1) 令和7年度

- | | |
|--------|---------------|
| 7月 | 市民意識調査の実施 |
| 8月～9月 | 集計、分析 |
| 10月～2月 | 報告書の作成、骨子案の検討 |
| 3月 | 報告書、骨子案の完成 |

(2) 令和8年度

- | | |
|---------|-----------|
| 4月～6月 | 基本事項の検討 |
| 7月～10月 | 中間案の作成 |
| 11月～12月 | パブリックコメント |
| 1月 | 最終案の作成 |
| 3月 | 策定 |

3 改定を進める体制

プランが目指す男女共同参画社会の実現には、市だけではなく、市民、事業者の協力が不可欠です。また、市においても多様性社会推進課だけではなく、幅広い課が事業を担うことが期待されます。したがって、次の体制で様々な担い手の協力をいただき、プランの改定を進めていきます。

(1) 春日井市男女共同参画審議会

春日井市男女共同参画推進条例第19条に基づき設置

(2) 春日井市男女共同参画推進会議

春日井市男女共同参画推進会議要綱第3条に基づき組織

第3次男女共同参画プラン改定スケジュール

[illegible]

令和8年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月
審議会					●		●				●		
計画	施策の検討	● 											
	中間案作成				● 								
	パブリックコメント								● 				
	最終案作成										●		
	答申										●		
	策定												●